リバウンド防止と社会経済活動の両立期間(沖縄県対処方針)Q&A

	質問項目	回答		
1. 総論				
	Q1:期間はいつからいつまでですか。	A1:令和3年11月1日(月)から令和3年11月30日(火)までです。		
	Q2:対象区域について教えてください。	A2:沖縄県全域です。		
	Q3:期間中に感染の再拡大がみられた場合 はどうなりますか。	A3:本期間中(令和3年11月1日から11月30日)の間に感染再拡大がみられた場合は、感染状況に応じて以下のとおり取り組みます。 [判断基準の目安] ① 感染拡大の兆候が確認された場合、各市又は保健所単位で「注意報」を迅速に発信(目安:市・保健所単位人口10万人あたり25人超(週)) ② 全県的な感染拡大の兆候が確認された場合、全県への注意喚起等を行う(目安:全県10万人あたり15人超(週)(1日平均新規陽性者数32人超)) ③各種経済対策に対する要件強化等を検討(目安:全県10万人あたり25人超(週)(1日平均新規陽性者数53人超)) ④ 急拡大の恐れがあるときに、強い措置を講じる(目安:全県10万人あたり25人超(週)(1日平均新規陽性者数53人超)かつ前週比1.3超)		
2 外出	及び移動に関する要請			
	Q1:外出を自粛しなくてもいいですか。	A1:混雑している場所への外出を控え、外出や移動の際には、できるだけ家族 や普段行動をともにしている仲間と行動するよるお願いします。また、外出の際 はマスク着用や手洗い等の基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。		
	Q2:会食の際にはどのような点に気をつけたらいいですか。	A2:会食は、4人以下・2時間以内で行い、できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方とお願いします。 外食の際は、飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力(大声を出さない、 会話時のマスク着用等)し、感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用 は控え、「感染防止対策認証店」の利用をお願いします。		
	Q3:沖縄県から他県に行くのはだめなのですか。	A3:県外との往来については、感染が拡大している地域への不要不急の往来は控えてください。往来前には健康観察を行い来訪先の都道府県の注意事項に従ってください。また、出発前には、ワクチン接種の完了又はPCR等検査の受検をお願いします。		
	Q4:他県から沖縄県に入るのはだめなのですか。	A4:居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、来県時は基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食をお控えください。感染が拡大している地域からの来訪は慎重に検討願います。 また、来県前には、ワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認ください。 ※ 来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。 来県時は、感染防止対策が徹底されていない飲食店やホテル等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。 【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」: Traveler's Access Center Okinawa)】 ※ 電話番号:098-840-1677 運営時間:8:00~21:00(年中無休) ※修学旅行については、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。		

	3 事業者向け<飲食店等について>			
Q1:飲食店等に対する時短要請はあります か。	A1:飲食店等に対する営業時間短縮要請は10月31日をもって終了します。			
Q2:飲食店等に対する要請はありますか。	A2:11月1日からも引き続き以下の事項にご協力お願いします。 (1)同一グループ・同一テーブル原則4人以内 (例外:介助や介護を要する場合等) (2)カラオケ設備利用は、利用者の密を避けること、換気の確保等感染対策の徹底 (3)感染防止対策の協力要請 ・従業員への検査推奨、入場者の整理誘導、施設の換気 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(会話する時はマスク着用) ・アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保) ・県・市町村の実施する感染防止対策促進のための巡回事業への協力			
Q3:結婚式等のイベントについても同一 テーブル4人以内等の要請が適用されます か。	A3:結婚式等のイベントについては、イベントガイドラインに沿った対応をお願いします。 イベント実施等ガイドライン https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20 200828.html			
Q4:利用客が5名以上で来店した場合、ど のうように対応したらよいですか。	A4:5名以上で来店された場合は、1つのテーブルが4人以下となるよう分けて 案内をお願いします。 (例:5名で来店の場合、3名・2名でテーブルを分けて案内する) その際、分けたテーブル間での席移動はしないよう案内をお願いします。			
4 沖縄県感染防止対策認証制度について				
Q1:認証制度の目的について教えてください。	A1:県内では、新型コロナウイルス感染症の再拡大の波が繰り返し、県民生活や医療現場、産業経済に深刻な影響を及ぼしています。その観点から県民生活と経済活動の接点となる飲食店等の感染症対策を強化することを目的としています。飲食店等における感染防止対策の基準を設け、基準をクリアした店舗に「認証済ステッカー」を付与する認証制度を導入します。まずは、飲食店から巡回指導を始め、その後、順次、認証の対象について、拡大していく予定です。 ※令和3年9月1日から、宿泊施設に対する感染防止対策認証制度を開始			
Q2:認証の手順について教えてください。	A2:認証のスケジュールについては以下のとおりです。			
	(1)申請書の提出 (2)申請書が提出されましたら、事務局から申請者へ、申請内容の確認及び実地調査に係る日程調整等の連絡をいたします。 (3)県の委託を受けた調査員が感染防止対策に係る基準に沿って実地調査を行います。 (4)上記の基準を満たしていることが認められれば、認証ステッカーを交付します。 認証ステッカーは後日の郵送となります。 詳細は以下をご参照ください。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/kansen/taisaku/okininsho.html			
	Q2:飲食店等に対する要請はありますか。 Q3:結婚式等のイベントについても同一テーブル4人以内等の要請が適用されますか。 Q4:利用客が5名以上で来店した場合、どのうように対応したらよいですか。 <u> </u>			

Q3:実地調査を受けたが、認証ステッカー が10月1日までに届かない場合はどうなり ますか。

A3:実地調査日に修正事項がない場合、かつ翌営業日までに事務局から修正事項等の連絡がない場合は、実地調査日の翌営業日の翌日から認証店として取り 扱います。なお、営業日とは事務局の営業日を指し、飲食店の営業日ではござい ません。

66年706 例①)水曜日に実地調査を終了した場合、木曜日中に事務局から修正事項等の 連絡がない場合は、金曜日から認証店となります。

産品がない場合は、金曜日から認証店となります。 例2)木曜日に実地調査を終了した場合、金曜日中に事務局から修正事項等の 連絡がない場合は、土曜日から認証店となります。 例3)金曜日に実地調査が終了した場合、月曜日中に事務局から修正事項等の

連絡がない場合は、火曜日から認証店となります。

現在申請中の店舗で、実地調査が終了していない店舗は、国の通知に基づき、 「非認証店」として取り扱います。

大規模施設等に対する要請について

Q1:各施設に対する要請の内容について教えてください。

A1:特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に対し、特措法第24条9項に基づく以下の感染対策を要請しております。また、各取組の実施状況をHP等で積極的に公表してください。

・入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限

PCR等検査の勧奨

・発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィーの 設置)

・入場者ヘマスクの着用徹底等の呼びかけ

・マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(すでに入場している 者の退場も含む)

・ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、 手指衛生の求めを行うこと。

・業種別ガイドラインの遵守

ださい。

6 その他の対応 | Q1:イベントの開催要件について教えてく | A1:11月1日以降のイベント開催要件等については以下のとおりです。

	施設の収容定員		
	5.000人以下	5,000人超~ 10,000人以下	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
大声あり	収容定員の半分まで可		

・主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ (COCOA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名 簿作成などの追跡対策を徹底すること。

・全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを 開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること。県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。 ・全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドライン の見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応す

・来場者に対し、ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨する こと。

詳細は以下県HPのイベント実施等ガイドラインをご参照ください。

https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20 200828.html

7 問い合わせ先				
Q1:問い合わせ先について教えてくださ い。	A1:			
	(受付時間:9時~17時(土日・祝日を除く)) ・大規模施設協力金の申請方法等に関すること			
	沖縄県大規模施設等協力金コールセンター 電話番号:0120-084-887 (受付時間:9時~17時(土日・祝日を除く))			
	・感染防止対策認証制度に関すること 「沖縄県感染防止対策認証制度事務局」 電話:050-5526-3041 (受付時間:9時~17時(土日・祝日を除く))			
	・沖縄県対処方針の内容に関すること 沖縄県保健医療部感染症対策課 電話:098-866-2014 (受付時間:9時~17時(土日・祝日を除く))			